

大隈重信と東京での康有爲

齊 藤 泰 治

はじめに

清朝末期における戊戌変法、とくに、いわゆる「百日維新」とは、光緒二十四年四月二十三日（1898年6月11日）の光緒帝による「国是の詔」の宣布から、同年八月六日（9月21日）の西太后の政変までの103日間を指す⁽¹⁾。この間の上諭は「人材の選抜、文教面の改革、経済面の改革、すなわち工農商業の奨励、政治面の改革、すなわち官僚衙門の統廃合、立憲と議会問題に関する議論の5つの面にわたった」⁽²⁾。

康有爲は政変発生前に北京を離れ、1898年10月、香港を経由して来日し、約5ヶ月間、日本で生活した。康の来日当時、大隈重信は首相兼外相であった。一足先に来日した梁啓超の足跡とともに、戊戌政変後の亡命をめぐる康有爲の記録は日本の各種の記録、文書等に詳細に記述されている。

本稿では戊戌政変が日本の新聞でどのように報道されたかを具体的に検討し、公文書だけでなく、当時の新聞報道、関係者の回想録等も用いて、戊戌政変後の期間における大隈重信と日本滞在中の康有爲について考えてみたい。内容的に、とくに政変報道に関しては、個々の出来事がどのように報じられたかという点に着目することにした。

1. 戊戌政変

本稿は戊戌変法およびそれに続く戊戌政変を直接の対象とするものでないが、清末の改革であった戊戌変法が9月21日（旧暦八月六日）、政変という形で急転したことを日本の各新聞⁽³⁾がどのように報じたか、その一部について

確認しておく。

9月24日付「時事新報號外第二」、9月25日付の各紙は清国政変について報じた。それらが共通して伝えたのは「廿二日北京發にて或筋へ達したる電報」である。

「清國の諸改革に對し今や重大なる政事的反動起れり確かなる筋より關知したる處に依れば西太后陛下は再び國務御親裁あらせらる可き詔勅を發せられたる由張蔭桓の邸宅は昨日軍隊にて圍まれたり右は西太后陛下の勅命に基きたる由にて其目的は同邸内に居住せりと思考せられたる康有爲を捕縛する爲なりしも同人は其前日既に北京を發したるを以て同邸に在らざりし尚ほ縛に就きたるもの數名ありし由なり」⁽⁴⁾。

「西太后陛下皇帝陛下と共同して國務を親裁せらるべき旨の勅命を發せられたり傳達に抛れば滿洲大臣相結合して西太后に對し自から政權を執り過激なる改革派を鎮壓せられんことを奏請したるに因るといふ皇帝陛下は最近數日の間改革運動の中心となりしが其權勢は這般の變更に依り制限せらるべし」⁽⁵⁾。

これらは林權助・在北京臨時代理公使が大隈外務大臣に宛てた電報をほぼそのまま記事にしたものである⁽⁶⁾。

政変直後はさまざま情報が乱れ飛んだが、この電報で政変の輪郭が明らかとなり、各社は独自の社説、記事の中で分析を加えた。

9月25日付「時事新報」は「近來同國皇帝が改進進歩の意見を持し銳意改革を斷行して之に反對するものは直に免黜するなど殆んど當る可からざるの勢なる」ことに対して、「政府の故老大臣中その改革を喜ばざる守舊の徒が竊に相結んで西太后を奉じ皇帝の政略を妨げん」として起こした政変であるという取り上げ方をした。

「要するに支那の政界に於ける守舊改進兩主義の衝突にして改革の一頓挫と認めざるを得ず」⁽⁷⁾ いう受けとめ方が一般的であり、守旧派が西太后を戴き光緒帝の改革を挫折させようとしたとの理解では、各社はほぼ共通していた。この他、日本の幕末になぞらえるものなどもあった⁽⁸⁾。

9月24日付「時事新報」の「號外第二」の内容については触れたが、同日発行の「號外第一」には「清國皇帝陛下崩御の飛報 西太后復権は之が爲めか（中略）一昨二十一日新に上諭を發して西太后再び萬機を攝行する事となれり」との情報と、「當地道臺は賞を懸けて皇帝弑逆の大罪嫌疑者康有爲の逮捕方を布令せり」との情報が示されている。この2つの情報はどちらもそれぞれ半分は正しい内容を伝えている。前者では西太后万機摂行は正しい情報だが、清國皇帝つまり光緒帝崩御は誤りであり、後者では康有爲逮捕が布令されたという情報は正しい内容を含みつつも、「皇帝弑逆の大罪嫌疑者」との「誤報」が加えられている。前者について、後に出た「號外第二」では、「皇帝崩御の事に就て何の言ふ所もなきを見れば北京に政變ありて西太后再び攝政する事と爲り皇帝の旨を承けて急激の改革を主張せし人々を逮捕する命令發せられし事の上海に訛傳せられて皇帝崩御の電報となりしか」と述べ、誤伝の可能性を認めている⁽⁹⁾。実際にはこの「誤報」は清廷側から意図的に流された形跡がある⁽¹⁰⁾。

9月25日付「東京朝日新聞」によれば、同紙も9月24日付で号外を出している。翌9月25日付に「昨日號外再録」として、「清帝幽閉、西太后攝政」の見出しで、「西太后昨日より垂簾攝政せらるる明日金聖殿⁽¹¹⁾にて此禮を行はんとの上諭あり滿人等守舊派が改革を恐れ西太后を引出し皇帝陛下を押込めしなり」と報じ、「一昨日皇帝陛下弑せらるとの説ありしが全く此事の訛傳にて伊藤侯の謁見は右の陰謀を早めたるならん⁽¹²⁾」との情報を伝えているからである。ここでいう「右の陰謀」とは光緒帝幽閉を指している。事実が徐々に明らかになるにつれて誤伝も明らかになったものと思われるが、情報の混乱はこの後も続いた。

たとえば「光緒帝の危機」に関する「風説」を報道するパターンはこの後も頻繁に見られた。10月2日付「時事新報」では「清國皇帝自害の風説」、同日の「國民新聞」でも「清帝自害の風説」と報じている。「殺害」、「自殺」等、情報は入り乱れた。10月2日付「日本」は「清國皇帝自害の風説」と題して「十月一日上海發時事着」電を利用し、「昨日發の北京電報は光緒皇帝の自殺し

たる事を確言す左れども當地（引用者注：上海）に於いては一般に之を弑害せられたるものと信じ居れり」と報じている。現地でこのように乱れ飛ぶ情報について、同日の「時事新報」は、「清國政變の想像談」と題して、「皇帝の消息に至りては果して如何あるべきか今日まで得たる報は多く上海より來たるものにて上海は由來風説流言に富むの地なれば些か信じ難き感あり」と解説を加えている。北京でも情報は混乱していたが、北京からの情報が滞り、上海情報によってその隙間を埋めようとしたことから別の混乱がもたらされた側面もあったということになるが、既述のように意図的に流された形跡もあり、状況は複雑である。

また、最初に「光緒帝の危機」を報じ、続報で「健在」を伝えるというパターンも結果的にこの時期に頻発することとなった。たとえば、10月4日付「時事新報」は「清帝弑害の確報」と題して、「光緒帝毒殺せられたりとの確報、北京より當地に達したり」と報じたが、同月9日には「清國皇帝の健在」と伝えている（同日付「毎日新聞」<もと「横濱毎日新聞」>も同様）。さらに、10月12日付「毎日新聞」は「清帝自盡の報」を伝えているが、他方同月19日付「國民新聞」は「清國皇帝の健在」を報じている。

その後、光緒帝の安否についての情報はしばらく休止し、次に「清帝廢立」をめぐる情報が駆けめぐる。10月22日付「東京朝日新聞」は「清帝廢立の風説」、「時事新報」は「清帝廢立の期日と口實」、「新帝は慶親王の子」、同月23日付「毎日新聞」は「清帝廢立の風説」、「萬朝報」は「清帝廢立説に就て」を報じた。同月25日付「國民新聞」は「廢帝風説」、同26日付「東京朝日新聞」は「清帝廢立如何」、同紙同27日付「皇帝廢立説」同28日付「毎日新聞」は「清帝廢立説の成行」を伝えるが、同29日付「國民新聞」は「皇帝廢立説の捏造」を報じ、同紙は11月6日付でも「清帝廢立中止の理由」と伝え、この情報に否定的な見方を伝えている。「廢立説」に関しては、翌明治32年1月28日「時事新報」が「愈々廢立か」と報じ、同月29日付「萬朝報」が「清帝の廢立」を報じている。

光緒帝をめぐっては「清帝廢立説」と同時に10月末から病状をめぐる報道が

現われる。10月26日付「時事新報」は「清帝の病状」、同日付「國民新聞」は「清帝の病状と継承者」、清帝の病症」、11月14日付「日本」は「清國皇帝診斷書」、同月18日付「日本」は「清帝の病因」、同月19日付「國民新聞」は「清帝病症の診斷書」、同月28日付「東京日日新聞」は「皇帝の御病症」を報じている。

光緒帝と西太后は、戊戌から10年後の光緒三十四年十月二十一日と翌二十二日（1908年11月13、14日）、相次いで死亡した。この間の事情は当時から謎とされてきたが、2008年11月2日、光緒帝の死因は砒素中毒であり、それは毒殺によるものであるという調査結果が発表された⁽¹³⁾。戊戌期の光緒帝の病状関係の記事についても、風説との言葉のみで片付けられるほど単純ではなかったのではないかという疑問が生じる。

2. 康有爲の来日

この時期、日本の新聞で光緒帝の動静とともに、康有爲捕縛等の情報がさかんに報道された。それと同時に康有爲の人物紹介も掲載されている。9月24日の「時事新報」号外で康有爲に関する情報が大きく扱われたことは既述の通りである。9月25日付「毎日新聞」は「康有爲の改革意見」と題して、「萬般の政治を改革」という「非常なる改革意見を有」するものと紹介している。

このように康有爲の動向は日本でも注目されていたのだが、「東京日日新聞」は同月25日付「清國の政變」の中で「一康氏の追捕急なるを以て清國改革の事去ると臆斷するは抑々亦太早なり」と指摘することも忘れていない。これは康有爲の追捕がそのまま改革の挫折を意味するものではないことを示そうとするものだった。

康有爲は光緒帝の密詔を受け、上海で「時務報」の任に就くべく、政變の前に北京を離れ⁽¹⁴⁾、天津から英国船重慶号に乗り、煙台を経て上海へ向かった⁽¹⁵⁾。上海呉淞沖で英国（Peninsular and Oriental Navigation Co.）船バララット（Ballarat）に移って⁽¹⁶⁾以後、情報が外部に伝えられることとなった。

なお、康有爲が捕縛されたかどうかについては、一時情報の混乱が生じた。

たとえば、9月25日付「日本」は他紙同様、康有爲の動静として、西太后の勅命により、康有爲を捕縛するために張蔭桓邸宅を軍隊が包囲、康はその前日北京を脱出、と伝え、捕縛説に否定的な見方をしているが、同じ面の「康有爲の改革意見」と題する記事では「今回改革急激論者として捕縛されたる康有爲」と記述している。さらに翌26日付「清國政變後報」では「康有爲らが天津にて縛に就きたりとの事は未だ確報に接せず」としている。

9月26日付「報知新聞」は、「康有爲の消息」と題する文章で、24日上海発ジャパンメールを引用し、康有爲は英国汽船重慶号で上海に到着し、「同人は直ちに清國官吏に捕縛されしも英國領事は清國官吏の處置を不當とし逮捕に對して抗議したり（中略）康有爲は幾ばくも無くして目下上海河口に碇泊中なる英國軍艦エスク號に遷されたり」と伝えている。同紙は「此後の説こそ我社の確信する所にして時事社の上海電報も亦此説に符合せり」と述べ、「時事新報」号外は康が上海で捕縛されたとを報じたがその後の報道が欠けていると述べている。

9月27日から、日本の各紙には、康有爲は捕縛されておらず、英艦の保護下にあるとの記事が登場する。「東京日日新聞」は、「康有爲英艦に逃る」（24日午後6時上海發）、「康有爲の來滬」（25日午前上海發）などの記事を掲載し、「北京の政勢」（26日午前上海發）では、「北京に於ける急激改革派は失敗したるも温和改革派は仍勢力を有すれば今後の改革必ずしも絶望にあらずといふ」という見通しも伝えている。

「時事新報」は、康有爲に関連して「康有爲英艦に竄る」、「康有爲の消息別報」、「改革派の就縛と逃亡」などの記事を載せ、「康と英國」では「英國軍艦に保護され居る康有爲は將に英國に送られんとす」と報じている。「讀賣新聞」は「康有爲英艦に逃る」、「毎日新聞」は「康有爲英艦に投す」と伝え、「日本」は康有爲の消息について、25日上海発の情報として、天津で乗船して26日吳淞に到着すると英国軍艦エクス号が康を乗船させたという情報など、康有爲が捕縛されていないという情報を伝えている。

康有爲は逮捕されて解放されたとの報道と、逮捕されていないという報道があったが、上海領事代理BrenanがMacDonaldに宛てた手紙（1898年9月26日）によれば、康有爲は逮捕されていない⁽¹⁷⁾。

9月28、29日になると、康有爲の英国行きの可能性を伝える以外に、「東京朝日新聞」は政変関連の続報を伝えたほか、「一昨日午後（中略）本邦に逃れ来り馬關に上陸したりとの風説あれども如何にや」と「康氏入國の風説」と伝えている。29日付「報知新聞」の「康有爲か」もこの風説を伝えている。

29日付「大阪毎日新聞」は「清國政府は我政府へ康有爲は死刑に處す可き常事犯人なるを以て若し貴國に到着せば直に捕縛の上清國公使に引渡され度旨を通牒し来りと云ふ」との内容の「清政府の通牒（康有爲の捕縛に就て）」を掲載している。これは他国に対する清国政府の通告の意味合いを帯びていた。

9月30日からは、康有爲が香港に逃れているとの記事が現われる。「毎日新聞」は「康有爲香港に通る」、「讀賣新聞」は「康有爲香港に逃る」と報じ、「日本」は「清國政變の後報」として「康有爲香港に逃る」と題する記事の中で、某国商船で馬關へ逃れてきたという根拠のわからない説があるが、上海から香港に渡った形跡があるとの「威信すべき筋に達したる報告」を紹介し、後報として「昨日香港よりある筋へ届いた公電」によれば康有爲は英国軍艦から同国汽船バララットで香港着、目下同地滞在中だが呉淞へ向かって出発の予定と伝えていると報じている。

10月1日付「東京朝日新聞」は「康有爲の行方」と題して「康は多分瀛船バララットに乗込み、英國軍艦ボナーヴェンチュア之を護衛して香港に至れるならん右艦船は昨朝呉淞を出發せり」と報じている。同月2日になると、各紙一斉に大隈外務大臣宛の在香港上野二等領事からの電報内容（「康有爲ハ瀛船「バララット」ニテ英國軍艦之ヲ護衛シテ本月（引用者注：九月）廿九日當港ニ到着目下政府保護ノ下ニ警察本署ニ滞在中ナリ」⁽¹⁸⁾）をもとに康有爲の香港滞在を報道する。「康の行方」（「東京日日新聞」）、「康有爲逃走の顛末」（「大阪毎日新聞」）、「康有爲の消息」（「毎日新聞」）、「康有爲香港に入る」（「報知新

聞)、「康有爲の所在」(「萬朝報」、「讀賣新聞」)、「康有爲香港に在り」(「時事新報」)、「康有爲の動靜」(「國民新聞」)、「康有爲香港に在り」(「中外商業新報」)などの記事が見られ、「東京朝日新聞」は康有爲の動靜に関して「清國政變後報」の中でこの電報内容を報じている。

政変発生後、譚嗣同、林旭、劉光第、楊銳、楊深秀、康廣仁の6人が逮捕され、9月28日に処刑された。「改革派の斬罪 国事犯罪人の訊問は極めて略式を以て終り康有爲の同類六名の犯罪人は斬に處せられたり 其罪名は滿洲政府に對し重大なる陰謀を企てたりと言にあり」(10月4日「毎日新聞」)。同日の「日本」も「清國の改革者處刑」との見出しで「或筋に達したる電報」を伝えた。6名の名前が報じられたのは6日になってからである(「清朝死罪人の人名」〈「東京日日新聞」〉、「斬罪者姓名詳報」〈「毎日新聞」〉、「清國の死刑人名」〈「讀賣新聞」〉、「清國の死刑人名」〈「時事新報」〉いずれも10月6日付)。

10月7日付「東京朝日新聞」は「康有爲氏の談話(上海に於て)」において、また同月8日付「國民新聞」は「康有爲の談話」(「支那ガゼットは康有爲との對話を掲げて曰はく康は年齢三十四歳許に見え清素朴直なる儒人にて決して革命の波瀾を捲起し大黨派を操縦するが如き雄偉の風采を備ふる人物にはあらず康は外國語は少しも知らず泰西の知識は全く翻譯書により得たるものなり既往七八ヶ間康は皇帝の深き信任を得北京及び各省に於ては始終北京各衙門の長官等と相軋轢せる翰林院諸学士編集主事等の改革派の首領と目されたり)においてチャイナガゼットによる康有爲の上海での談話を紹介している。

10月9日から各紙は康有爲が香港に到達するまでの詳報を伝える。10月9日付「東京日日新聞」は「康有爲避難の詳報」、同日付「報知新聞」は「康有爲避難の詳報」、同日付「東京朝日新聞」は「康有爲逃走顛末」、同日付「萬朝報」は「康有爲無事逃走の事情」、同月12日付「讀賣新聞」は「香港に於ける康有爲」をそれぞれ掲載している。

10月11日頃からは、康有爲がどこに向うかが主たる関心事になった。10月11日付「大阪毎日新聞」は、康有爲は英米両国の保護下にあり、まず米国に渡り、

それから英国に赴くはずだと述べている。「康有爲の渡英」（「東京日日新聞」、
「毎日新聞」）、「康有爲米國に渡らんと」（「讀賣新聞」）、「康有爲先ず米國に向
ふ」（「時事新報」）、「康有爲の歐米漫遊」（「國民新聞」）、「康有爲の今後」（「萬
朝報」）などの記事が掲載された。

康有爲が日本に向かって出発するという情報は、この時期では9月29日「中
央新聞」の「康有爲來朝の説」などが比較的早期のものであろう。「康有爲が
天津にて就縛を逃れ吳淞にて英艦エスクに搭じたことは前號にて記したるが
尚ほ聞く處に依れば康は或は日本に逃れ來るべき形跡あり今回事變發生後に於
ける彼れが挙動を察するに豫め事後の方法を計畫し萬一非常の際に臨めば日本
の逃れんとの決意を示せる節も少からず」（9月29日「中央新聞」）。次に馬関
で逮捕されたとの説を紹介し、横浜居留の清國の人の中には康の來日に期待す
るものがあると伝えている。なお、次に示すこの記事の後半部はあたかも康有
爲亡命の半年後を予見しているかのようである。「英艦エスク號若し康を載せ
て我國に來らば我政府は之を如何に取扱はんかは今後の問題なれど萬國交通の
慣例に依れば政治上の犯罪人は十分之を保護すべきこと定法なれども隣國の交
誼上之を隱匿するも如何なれば當局者は多分米國辺へ送附することゝなるべし
といふ」（9月29日「中央新聞」）。

香港での康有爲の様子については、10月22日付「日本」で「康有爲の現状」
と題して、（康は）デヤードン商会の買弁阿東の住宅にあり、「阿自ら身を以て
康の保護を引受け警察は只だ其出入り丈を最も嚴重に取り締まり兼て康は些
少の貯えもなきが上當人は固より親族の財産をも官沒せられしかば多分は英人
の義捐を以て米國を経て渡英することなる可く昨今便船取調中なりと云ふ」と
伝えている。ここでも嚴重な警備について触れているが、この時期康有爲が警
戒していたのは刺客だった。10月16日付「國民新聞」は「康有爲の警戒」と題
して、「上海電報に依れば康有爲は刺客の侵入を恐れて非常に注意しつつあり
佛獨の領事は之を訪問せりと」と報じている。

康有爲來日の各紙の報道はその直前に始まった。10月22日付「康有爲は日本

に向ひ出發せり」(「大阪毎日新聞」)、「康有爲日本に向ふ」(10月23日付「東京朝日新聞」)、「康有爲一行一昨日香港を出發し日本に向うて航行せりと云ふ」(同日付「大阪朝日新聞」)、「康有爲我國に来る」(10月24日付「萬朝報」)、「康有爲我國に立寄ラン」(10月25日付「都新聞」)、「康有爲日本に向ふ」(「香港電報に拠れば康有爲は十八日を以て日本へ向け同地を出發したりと」(二十一日北京發電)) (同日付「國民新聞」) などである。

その他、この時期の日本の新聞が報じた注目すべき点として、戊戌政変が伊藤博文の清國漫遊の時期と重なったことから、さまざまな邪推を生んだことについて見解を述べた記事があること、康有爲が英國、日本に宛てた「勅書」、「密論」について10月14日、19日の「時事新報」が伝えていることの2点に触れておく。

まず第一点については、10月13日付「東京朝日新聞」掲載の「北京昨今の局勢」が「目下の局勢」として6項目挙げた内の第4項目で、「(四) 伊藤侯の漫遊と云ひ張蔭桓、康有爲等も比較的我日本人に親しみ多き故を以て我日本が彼等を使嗾して何事をか計畫せしめたるに其事忽ち破れたるが如くに邪推を受け居れるが如くにして今後の遣り口一つにては日清兩國間に相談せられし事件は何事も水泡に歸せざるやを杞憂せしむ、伊藤侯は西太后に謁せん意ありしも支那の大臣之を好まざる色あり謁する能はずして北京を去るべし」と述べ、日本が警戒されていた様子を描き出している。10月9日付「時事新報」に掲載された「伊藤侯の謁見と西太后」は「伊藤侯の去る九月二十日清國皇帝に謁見したる事が今回同國の政變を促したる一原因なりしならんと想像するものあるが今北京より或方への通信によれば此際該政變の主導者は百般の準備全く成り謁見の頃には滿廷の百官悉く此陰謀を与知し知らぬは皇帝只一人の有様なりし模様にて伊藤侯謁見の際にも西太后は皇帝だけに知らさずして鳳凰宮より皇宮に臨み皇帝と伊藤侯との問答は隣室咫尺の間に立聴したりといふ」と記し、政変は事前に西太后らによって準備がなされており、光緒帝だけが知らされていなかったと述べ、偶然性を強調している。

第二点については、10月14日付「時事新報」は「康有爲の使命」と題する記事で、「康有爲の僅に逮捕を免れて北京を遁走し得たるにつきては種々の風説あり帝より身の危きを警告せられたるなりとも云へば又袁世凱と同行して北京を出立せりとの説もあり何れの真なるやを知る能はざれども康が清帝より上海への赴任を督促され居りしは事實なり然るに今又一説に拠れば康は英國政府に對する或る重要な勅書を受けて出發したりなりと云へり是は更に信を置き難き説なれども此書面に於て清帝は西太后を初め其政敵に對する英國の救援を求めたるなりと云ふ」と述べている。10月16日付「大阪朝日新聞」は「康有爲と密命」と題する記事で、「康有爲の僅に逮捕を免れて北京を遁走し得たるにつきては帝より身の危きを警告せられたるなりとの説あり然るに又一説に拠れば康は英國政府に對する或る重要な勅書を受けて出發したりなりと云へり蓋し此書面に於て清帝は西太后を始め其政敵に對する英國の救援を求めたるなりとも云ふ」と述べ、勅書の存在を示唆している。なお、この2つの記事は一部異なるが、冒頭と結論部以外はほぼ同一内容を伝えている。

もう1つの記事は10月19日付「時事新報」の「康有爲の受けたる密諭」と題する記事で、そこでは「本月五日の香港支那メールは康が受けたる二箇の密諭なりとて左の如きものを公にせり 國內刻下の形勢は帝國の安寧を保持する爲め斷然たる改革を行ふを必要とす清國を改革するに當ては保守黨に属する官吏を罷免し代ふるに有爲有識の人物を以てせざるべからず然るに西太后は此策を以て得たりとせず朕等屢々後に説くと雖も后頑として悟らず却て朕等を忌むこと日に益々甚し思ふに朕は長く此位に居ること能はざるべし卿請ふ卿が同志の者と諮りて速に朕等を救ふの策を回らせ朕が心憂愁措く能はず卿等の救援を待つこと至りて切なり 右は九月十六日を以て康に与へられたるものにて次で康に下りたる密諭は左の如くなりしと云ふ 朕は此に其本位に背いて卿に官報局の事務を以て上海に赴任すべしとの事を催告す朕等痛恨の心事は筆紙の能く謁す所にあらず卿は即刻此地を去るべし決して遲疑する事勿れ朕等は卿が帝國の幸福を企図する其心と其勞とを多とす己に顧みて切に自愛を加へ大事を挙ぐる

につきて再び其時の至るを得て是れ朕等切望して止まざる所なり」と述べられている。康有爲の「密詔」、「密諭」、あるいは「密命」をめぐっては、この後もさまざまな動きが伝えられることとなる⁽¹⁹⁾。

香港を経て来日する経緯について、吉野作造、加藤繁『支那革命史』（大正十一年十月五日発行、内外出版株式會社）は「康有爲は上海から英國郵船に搭じ、英國軍艦に保護されて香港まで落延びた。彼は英國に走らうか、日本に行かうかと去就に迷ったが、とうとう日本へ來ることに爲った。此れは南清の形勢視察の途上偶香港に在った宮崎寅藏が盡力の結果であった」（41頁）と記している。こうした点については宮崎滔天著『三十三年の夢』⁽²⁰⁾に記されている。

「時事新報」は「同人は日本を信じること厚く香港に在る時の如くは英政府の保護至って鄭重にて英政府は自國に連れ行かんとの考なりし如くなれど康は日本に來たらんことを望み殊に北京より香港に刺客入込みしとの騒ぎにて匆忙日本に向け出發する事となり去る十九日午後四時香港出帆直航して昨夜香港に着せしなり或は日本より直に米國か英國に渡航せん積ならんなどの説を爲すものあれども康の本心は日本に滞在を希望するものの如し」（「時事新報」10月26日）と報じている。「刺客」が香港入りしたことも康有爲の早々の日本行きを促した要因の1つだったと読み取れる記事である。

10月26日、各紙は康有爲来日を一齐に伝えた。「東京日日新聞」は「本紙豫報の如く日本郵船會社の河内丸にて支那人八名、邦人一名と共に一昨夜十二頃時兵庫和田岬の沖合に着し、昨日午前二頃時同所より上陸し、同六時神戸驛發瀛車にて東京に向ひたり」と報じ、「東京朝日新聞」は「本日午前六時河内丸にて清國人數名來れり康有爲も其中にあり直に瀛車にて上京せり」と伝えている。

翌10月27日の記事の中では、「時事新報」と「報知新聞」の訂正⁽²¹⁾、「東京朝日新聞」が掲載した、「清國亡命者」に関して「心すべき事」について述べた文が目される。

「訂正文」は、前日の記事では外務省が書記生を差し向けたとしたのに対し

て、その人物はその当時外務省とは直接関係を持たず、「一私人」として出迎えた、と訂正したものである。「報知新聞」は「元外務書記生」と改めた。

「清国亡命者に就て」と題する一文は、公海上において亡命者が清国警察権の追跡を受けた場合などについても警戒を要すると指摘している。「清国亡命の客某々等香港より米国に航せんとし先づ日本に来たれりと伝ふ顧ふに右亡命者の一挙一動は大に清朝の注目する所なるべく公海往返の間逮捕の手を下すの機なしと云ふべからず領海内にありては商船内に他国の警察権を容れずといへども公海上に於て右亡命客を載せたる商船が若し清国警察権の追跡を蒙ることあらば頗る面倒の関係を引起す可し且我国滞留中にも其進退行動に付き一々世上の指摘を蒙るが如きは当人等の不注意なり世上の口舌は之を拘束すべからざるが故に亡命者たるもの深く自ら警むべきなり又世の清国改革者に同情を寄するの士も亦須らく一考すべき所ならずや」（「東京朝日新聞」10.27）。

これらの記事は外交上微妙な問題に関して注意を喚起するものだったといえよう。

康有爲の日本到着は中国ではどのように報道されたのか。光緒二十四年九月十三日付（西暦1898年10月27日）「申報」では「逆犯抵日」と題して、「昨日本埠接得日本電信云逆犯康有爲由香港附日本川城丸逃逸本月十日之晚行抵神戸當此船未進口時即有日官數員乘小舟往接不知中國政府將任其法外逍遙耶抑仍將設法緝也」⁽²²⁾と報じている。「日本電信」による情報と明記されており、「日官數員が小舟で迎えた」としている。

康有爲一行の宿舎について、10月28日付「日本」は「康有爲の宿所 麴町平川町三丁目一番地三橋方」⁽²³⁾と報じ、同日付「國民新聞」は「康有爲氏一行二十五日着京麴町区平川町四丁目旅館三橋方へ投宿疲労のため一切來客を絶謝静養中なり」と報じている⁽²⁴⁾。後者については、当然警備上の配慮もあったことだろう。

「萬朝報」は11月4日付で「康有爲 近々居を牛込方面にトし佛典の研究に従事すべしと云ふ」という記事を掲載している。この時期、三橋方以外の住居

が新聞記事になっているのはこの一件である。住居の移転について『犬養木堂傳・中巻』⁽²⁵⁾は、「康有爲と梁啓超とが最初に這入った家は牛込加賀町の府立四中のある近處でした。其處は、大山暢三が這入ってゐた家でしたがそれを大内から譲られたものです」(726頁)という柏原文太郎の言葉を引用している。「大山」が「大内」の誤記または誤植であれば、近衛篤磨の秘書として東亜同文会にかかわった大内暢三⁽²⁶⁾のこととなる。

3. 日本政府の反応

『大隈侯八十五年史第二卷』には戊戌政変への大隈の対応についての記述が見られる。「九月に至って支那に政變が起つた時、君は直ぐにその對支方針を定めた。君は主としてその政治改革に同情した。君は世界の通義に則つて、極めて溫和に改革を成功せしめんことを期すると同時に、人道の大義によって、改革失敗者の上に極刑を加へないやうに、清廷へ希望した。また支那改革派の志士康有爲等が日本へ亡命して來るに當つて、急進過激に事を爲さうとするものでない限、彼等を保護することに決した」⁽²⁷⁾。

康有爲來日前の9月下旬から、受け入れをめぐる議論があった。「日本」に掲載された「清國の政變と鳩山次官」によれば、鳩山次官は「今回の政變たる要するに新黨の急激なる改革を制し且つ舊黨の不平を抑えんが爲畫策せられたる所にして」、「我國の取る可き態度は孰れの黨派にも偏せず唯だ支那なる一國を愛するに在り若し夫れ或る一黨派に向て助を与ふるが如きは所詮外交の妙利を得るを得じ」(「日本」9月26日)と述べ、特定の一派に偏することは外交上得策ではないとしている⁽²⁸⁾。

「時事新報」に掲載された「對清方針の一斑」では「日本政府が清國這般の政變に對する詳細の方針は有耶無耶にして知るを得ずと雖も兎に角清廷が改革派を捕縛して之を極刑に處する事丈は文明の爲め人道の爲め出來得る限り之を防止する事に務むる由にて日本の忠告に依り刑戮を免かれたつもの一二名はあるならんと云ふ」⁽²⁹⁾と述べ、人道上の観点を強調している⁽³⁰⁾。

この2つの観点を合わせると、これらの記事から読み取れるかぎりでは、日本政府の基本的なスタンスが人道的観点を強調しながら、特定一派へのてこ入れを避けるというものだったということがわかる。

両国間の関係だけを考えれば済む訳ではないことを指摘したのが、10月16日付「國民新聞」に掲載された「清國に對する政策（再び）」である。それは、中国と列国とのつながりなどにより、清国の現状は明治維新前の日本とは状況が異なり、「唯日本の維新前に於ける紛擾は全く國內に止まりしも、今日清國に於ける紛擾は利害得喪相衝突しつつある列國に牽連し、其關係の及ぶ所大に日本の當日に同じからざるものなきにあらず」と指摘している。

このような背景があるので、「日本が今日過つべき道は（中略）一は餘りに冷淡に過ぎ、所謂首鼠兩端を持して傍觀し、鼻の先に火の着きたるをも顧みざるも是也（中略）他の一は餘りに日本一國にて深入りし、改革黨を助けて非改革黨を討つとか、若くは清國を助けて列國に當るとか云ふ如きことにして、是亦外交政略の要を得たるものと謂ふべからず。若し民間一派の言ふ所を其儘に引受くるに於いては、或は此くの如き場合に行掛るやも竟に知るべからざらんとす」⁽³¹⁾、かくして日本は現在傍觀を決め込むことも、改革派を助けて非改革派を討つこと、清國を助けて列國に當るというどちらの方法も外交上得策ではないと断定している。傍觀するわけでもなく、積極的に改革派支援に動くのでもない、という立場を主張しているのだが、それは結局は「有耶無耶な姿勢」の追認ということになるだろうと指摘しているのである。

一方、亡命者引渡の要求が清國から寄せられてもこれを拒絶すべきであると明確に主張したのが10月25日付「都新聞」の「亡命改革派に對する我政府の方針」である。それは「改革派は元來清國の積弊を刷新改革せんとするの徒なり我政府は世界の文明進歩の爲めに彼等の熱心を称せざるべからず故に清國政府より引渡を請求するも我れは國際の公法上之を拒絶すべし」（10月25日付「都新聞」）と述べている。

ただし、今回の改革は急激な改革を目指しており、眞の改革者は別に存在す

るということを示唆している。「改革派は改革に向けては極めて熱心なれども其施設せんとする所は何等の順序もなく又急激なるものなるが故に清國の真正なる改革の斷行は更に偉大堅硬なる頭腦を有する人物に待たざるべからず云々」という下りは、康有爲到着直前の10月25日の「東京朝日新聞」「亡命者に對する方針」での改革の展望に見られる次の記事と同様の認識である。

そこでは「(略) 今回の改革派は勿論支那に對して文明の福音と利器とを輸入せんとし進歩の良友として之を好迎せざる可からずと雖も彼の一派は神經餘りに過敏なり支那の改革の如きは突飛急激の方法を以て完成せんことは思いも寄らざることにて李鴻章氏の如き張之洞氏の如き偉大なる頭腦ありて秩序的改革説を把持し要路に立つ人々とは同一に視ること能はずと當局者は語り居れり」⁽³²⁾と述べ、「當局者の見解」を引用する形で、秩序をもった改革が今後の方向であると示唆している。

康有爲の改革を急進的とみなすかどうか、日本側に微妙な評価の違いが存在していたと考えられる。このような複雑な局面の中で康有爲等が日本の土を踏んだことはさまざまな動きを誘発したはずである。

4. 東邦協会での講演

政変後、康有爲等の来日直前の時期、光緒帝の動静と改革派の動向に広く関心が寄せられており、その成り行きが日本の政界、世論の注目を集めていた。このことは当時の新聞の見出しを追うだけでも明らかである。多くの人が清國政変に対する大隈の見解に関心を持つ中で大隈は10月19日、東邦協会で講演した⁽³³⁾。

大隈は古代からの歴史を振り返り、「或人は支那を子（引用者：ネ）ーションとは言へぬと云ふ人があるが數千年の歴史を持って居る所のものが子ーションでないといふ理屈があるもので無い、一たび豪傑が興って國民に向つて充分なる愛國心と忠義心を吹込めば此四億萬の國民は直ちに無比の忠臣となり無比の愛國者となる」⁽³⁴⁾と論じている。

また、日本の開化が古くから中国によって導かれたことに言及する。「兎も角も千年前から日本の開化は支那から導かれたに相違ない」⁽³⁵⁾。大隈はここで中国が文明、隆盛に向うよう人種、文字、感情の近い隣国が導くことが最も適当だと述べている。「それ故に先づ言語こそ違え文字も同一である教育の根源も同一である、それから起る所の感情も同一であると云ふ譯であるから實に世界の大國民世界の利害に大關係を持つ所の支那人を文明に導くと云ふ責任は隣國たる且つ人種が近くつて文字が同じで感情も同じである所のものが支那を導くのは最も適當して居るのである」⁽³⁶⁾。

大隈は、最後にそれまで諸説が流布されていた光緒帝が無事であるとの北京からの電報を紹介した。「今日、北京より喜ぶべき電報を受取った、支那皇帝は御安全である（拍手大拍手）實際支那皇帝は佛蘭西のドクトルが、少し御病氣で診断をされて少しく御疲勞であるが餘程御回復である」⁽³⁷⁾。

各紙はこの講演内容を報道したが、これに不満を表明した新聞もあった。たとえば10月22日の「東京日日新聞」は、「時恰も北京の政變に際したるを以て内外國民皆我政府の措置如何を知らんと翹望しつつある折柄なれば吾曹は竊かに伯の其對清政策を明示して世人の冀望に副はるべきを期したり然るに親しく其説を聞くに及んで案外にも伯は清國歴史の初歩を談じ迂大事情に遠かるの言を弄するに止まりて毫も今日清國の境遇、列國の体度及び日本の地歩を示すものなかりしなり」と述べ、10月23日の「國民新聞」は、「大隈伯の演説（略）吾人の支那問題に於て聞かんと欲する所は（中略）今日北京がクーデターの真中に在るに方り、日本は如何なる態度を取るべき乎と云ふこと是のみ。伯の演説は毫も此等の事に及ばず」と述べている。政変に対する対応を踏み込んだ形で述べる事がなかったことが不満の原因だったと考えられる。

5. 亡命生活断片

10月下旬に来日した康有爲等は自分たちの主張、境遇等を日本の各界人士に伝えたり、新聞の取材に応じたりしていた。

11月12日、康有爲は近衛篤磨を訪ねた。近衛は康に対して「變法自強は、實に方今の貴邦に切なり。但し前日の一挙、功を求むること或は急に過く、是れ其終に蹉跌を招きたる所以。切に望む、一敗に遇うて挫折する所なく、銳を養い、機を窺ひ、大成を將來に期し、而して今後事を挙ぐるに當りては、前日蹉跌の迹に鑑み、少しく漸進の計に出でんことを」⁽³⁸⁾と述べたという。また、急進的ではなく、漸進的に改革を進めるべきことを述べたと記録されている。

11月19日付「萬朝報」掲載の「清國維新黨人被害始末 本社員康有爲等を訪ふ」によれば、康有爲等は今回の政変の被害者は36人に及び、8月の光緒帝幽閉以来八股、武試の弓刀歩石、淫祀を復活させていると述べ、「特科を廢し士民の上書を准し官報を停め日本書を譯するを停め黨會を禁さず報館を禁じ農工商局を停止し脚寺各冗官を復し京師各学堂を拿辨す」といった維新とは逆方向の政策がとられていることを指摘した。さらに康は、4月以来の維新と悉く反することを見れば、西太后や榮禄が開新の人々かどうかはすぐわかると指摘し、「維新黨人を殺害し大臣維新に志ある者は皆已逮捕し或は獄に下し或は之を殺し或は四方に流亡す一切の逆謀皆榮禄の發する所なること確言あり」と断定している。

なお、同紙の19日付で李端棻、徐致靖、徐仁鏞、徐仁鏡、張之洞、陳寶箴、陳三立、譚繼洵の8人、22日付で張伯熙、張蔭桓、壬錫蕃、黃遵憲、端方、徐建寅、吳懋鼎、文廷式の8人、23日付で王照、王燮、王焯、江標、宋伯魯、李岳瑞、張元濟、洪汝沖、熊希齡、馮汝駉、容閔、志鈞、康有爲、梁啓超、楊深秀、劉光第、楊銳、譚嗣同、林旭、康広仁20人、計36人の被害者をそれぞれ数行で紹介している。

また、11月20日付「時事新報」によれば、11月18日、康有爲は勝海舟を訪問している（「康有爲氏の勝伯訪問 康有爲氏は一昨日勝伯を氷川の邸に訪問して清國の現状等を述べ伯の之に對する意見を求め且つ維新改革の伯の經歷談等を聞かんことを請ひ伯も種々教示する所ありしと云ふ」）。勝海舟は康、梁の唱える改革を急劇な変革として斥けた。勝の対応は厳しいものだった。勝海舟は

「康有爲と梁啓超は二人で連れてやって来た。(中略) 康も梁もエライ学者だが、政治家ではないよ。日本に倣って立憲政體を布き、日本の援助によりて支那改革を謀ると云ったから、大層怒鳴ってやったよ」⁽³⁹⁾と述べたという。

康有爲、梁啓超の日常生活に触れた記事はそれほど多くない。次に示す11月18日付の「報知新聞」は宮崎の言葉を通して二人の状況を伝えている。

「渡航以來の康有爲と梁啓超の消息に就いてはトント聞く所なく吾れ人共に只如何にせしやらんとの念に驅られてありしが今彼等の同行者なる熊本県人宮崎某の談を聞くに彼れ等は日本政府の行き届きたる保護に感ずると同時に餘程不自由を感じつつあるが如し康と梁と相對して新聞を読むが仕事なり而して郷國のことに思ひ到れば事々々々斷腸の種に涙を流すのみ他所の見る目も憐れ氣の毒の境涯といふべし我が邦の内閣變動は彼等の境涯に取りて頗ぶる失望の風あり東亜の形勢容易ならざるの時先進國の内輪揉めは甚だ其意を得ずと云へるを聞けり彼等は又矢野公使の清皇謁見の報を耳にして少しは安堵したるものの全体幽閉の地が健康者にすらもわるき場所なるに御病質の清皇には誠に氣遣はしき次第なりとて憂ひ居れり三四日以前餘りに退屈したるより外出散歩を望み上野公園を逍遙して大層悦び殊に動物園を觀ては限りなき笑ひを帯びて幾度も廻りたり云々」(11月18日付「報知新聞」)。文中の「熊本県人宮崎某」とは宮崎寅藏のことである。

6. 康有爲の住所

康有爲の亡命生活に関連して、大隈重信関係の回想録、著述には、約半年の間「その邸宅にかくまった」という記述が見られる。たとえば『大隈重信關係文書第六』⁽⁴⁰⁾「明治三十一年十月」の解説には、「重信竊かに康等を其の邸にかくまふこと半歳に及ぶ、(後略)」(264頁)とあり、前掲『大隈侯八十五年史第二卷』には、「この時君は康有爲を助けるため百万力を盡した。君は政府要路の人々へ使者を派して、漸くその諒解を得た。そして康有爲を事なく上陸させた。君は彼が身を寄すべきところがないのを憐んで、君の家にそっと寄寓さ

せた。康有爲はそれから半年の間早稲田にゐた。この間、君は彼を優待して、専ら彼の旅愁を忘れさせようと力めた」(535-536頁)とある。そもそも「かくまう」という言葉は多様な理解をもたらす可能性がある。残されている記録からこの間の事情を考えてみたい。

日常の生活を大隈から任されていたのは、柏原文太郎だった⁽⁴¹⁾。「是に於て君(引用者注：柏原)は近衛公、伊藤、大隈、犬養等の支援下に、其委嘱を受け、此三名(引用者注：康有爲、梁啓超、王照)を牛込鶴巻町に一家を賃借して其處に収容したのである」⁽⁴²⁾。同頁には、「君は彼等一切の世話を担当し」⁽⁴³⁾とある。政変で亡命してから半年間大隈が住居と食費などの面倒を見たことは「自政變出奔元老大隈伯爲適館授餐居東半年名所館曰明夷閣」⁽⁴⁴⁾という一文からも窺える。

「かくまう」ということを具体的に考えてみるには、康有爲の住所について確認する作業が必要であろう。ここでは康有爲の早稲田への移転時期および明夷閣は果たしてどこにあったのかという点に関して諸資料を扱うことを明確にしておきたい。

明治31年(1898年)10月31日、宗方小太郎は柏原文太郎とともに康有爲を牛込加賀町に訪ねている(「柏原と共に康有爲を加賀町に訪ふ」⁽⁴⁵⁾)。来日後まだ数日しか経っておらず旅館から移転して間もない頃だった。果たしてこの後どこに移転したのか。同12月17日付の外交記録でも康有爲の住所は「牛込区市谷加賀町壺丁目三番地」となっている⁽⁴⁶⁾。康有爲の住所として外交記録に早稲田の番地が現われるのは明治32年1月7日の記録である(「早稲田南町四十二番地」⁽⁴⁷⁾)。したがって、記録の上から見るかぎり、この間に「市谷加賀町壺丁目三番地」から「早稲田南町四十二番地」に移転したと考えられる。一方、こうした外交記録とは別の形で現われる住所が、「明夷閣」所在地として年譜や詩集に登場する、「早稲田四十二番」である。たとえば『康南海自編年譜』では「九月十二日(引用者注：旧暦)至日本、居東京已三月、歳暮書於牛込區早稲田四十二番之明夷閣」(77頁)となっている⁽⁴⁸⁾。この場所に関しては、「光

緒二十五年（一八九九年）先君四十二歳。正月、先君在日本東京明夷閣」⁽⁴⁹⁾という記述があり、それに続けて、日相大隈伯、文部大臣犬養毅、外務大臣副島種臣、内務大臣品川子爵、名士松崎藏之助、桂五十郎、濱村藏六、陸羯南、三宅ら数多くの名士がしばしば遊びに来たと書かれている⁽⁵⁰⁾。

『康南海自編年譜』で「早稲田四十二番」となっている明夷閣の所在地について、現在、筆者が参照している資料によって、外交記録と『康南海自編年譜』の記述の距離を埋めることは困難である⁽⁵¹⁾。

さらに、大隈が康有爲を邸内にかくまったとの記述に関しては、少なくとも記録に残る住所として康有爲が大隈邸にかくまわれていたことを明示する記録を見つけることは非常に難しい。もちろん、居住届出先と実際の生活場所が違っていたことも考えられ、康有爲が刺客に追われていたというような特殊な状況にあったことを考慮すれば、あえて記録に残らない形にしたのかもしれないという推測もできる。

ただ、次のような記録を見ると、少なくともこの前後には康有爲が大隈邸には住んでいなかったことを示しているといえる。

「一月十三日午前九時三十分中西正樹來訪シ全十時五分二至リ康有爲王照柏原文太郎ト共ニ大隈伯ヲを訪ひ午後二時ニ至ル其談スル所要領ヲ得ズ」⁽⁵²⁾。

1898年10月から1899年3月までの全期間を通してみた場合、大隈が短期間にせよ一定期間、自らの邸内に実際にかくまったのに記録に残していないという可能性もあるし、大隈が柏原らを通して自らの邸宅の近辺に康有爲を住ませ、康らが不測の事態に巻き込まれることのないよう安全を確保したことが「かくまった」と後に表現されることとなったという可能性もあると考えられる。

7. 12月に伝わった密旨

年末から年始にかけて、緊迫した情報ももたらされていた。12月9日には清国駐劄矢野公使が青木外相宛に「康氏搜捕に關する情報の件」を打電している（「諸方ヨリノ報道ニ依レハ康及其一派ヲ捕縛スルカ又ハ殺害スヘシトノ訓令ヲ

内密ニ在日本清國公使へ下シタリト云フ」⁽⁵³⁾。

それまでもたえず刺客の恐怖に見舞われており、康有爲の身辺は俄かに緊迫したはずである。その動きは12月に入って加速化したようであり⁽⁵⁴⁾、1899年3月22日の離日まで、康有爲の住宅移転関連の情報はない。

大隈内閣が総辞職し、11月8日に山縣内閣が成立していた。山縣内閣が康有爲の滞在に消極的だったことを、たとえば吉野・加藤前掲書は次のように述べている。「康の偏狭さと自負心の強さとは彼をして多数日本人の同情を失はしめた。犬養氏等数人の外、彼の爲に盡力するものは幾もなくなった。其中日本内閣の更迭が行はれた。新たに起った山縣内閣は康に對して前内閣ほどの好意を持たなかった。彼は遂に日本を去って歐米に赴いた」(42-43頁)。この文章の記述通りだとすると、康有爲は来日後比較的早期に「多数日本人の同情を失」い始めたようである。それは外交上の配慮だけではなく、康有爲の個性、性格に起因する部分もあったようである。「大阪毎日新聞」に掲載された「康有爲と我外交」⁽⁵⁵⁾では実際に康有爲の自負心が誇張を伴って現われた様子を描き、日本外交に及ぼす影響を危惧する論調を示している。

「清國亡命の士康有爲が頃者本國の知友に贈りたる信書中には曩に難を北京に遁れて日本帝國に來るや時の首相兼外相大隈伯は予を迎へて横濱に出張せりなど實際あらぬ事を誠しやかに述べありしとかにて此事早くも清國の官邊に流傳し日本國は彼等叛逆の徒を利用し以て我清廷を攪亂せんとすと誤認するものを生じ我國の外交に不利なりと云ふものあり果して左ることあるにや」(「康有爲と我外交」⁽⁵⁶⁾)。

一方、刺客に狙われている康を庇護すべきであるとの論調も存在していた。たとえば、明治32年2月14日付「時事新報」は「康有爲の刺客」と題する記事で、「兎に角康有爲の刺客が日本に渡るは蓋し自然のことにして殊にこの度の説も大いに信ずべき處より出でたるものなれば(日本人が康有爲を保護するは我國の外交上利害如何の問題は暫く措いて問はず)日本人たるもの苟も現に彼を庇護せんとする上は何處迄も之を庇護して彼が身上に不測の變なき様充分に

注意せざる可からざるなり」⁽⁵⁷⁾と述べ、康有爲庇護の姿勢をどこまでも貫くべきだとの主張を展開している。

8. 康有爲の離日

康有爲は明治32年（1899年）3月22日、横浜から和泉丸で北米に向けて出発した。康有爲の日本退去については、たとえば林權助・述『わが七十年を語る』⁽⁵⁸⁾ 95-98頁に詳しい。また、状況分析については、すでに多くの論考が存在する⁽⁵⁹⁾。ここでは主として新聞が康有爲の離日をどのように報じたかということを見ておきたい。

康有爲の離日については、「時事新報」、「日本」、「國民新聞」、「東京朝日新聞」のように事実のみを短く伝えた新聞、「萬朝報」、「報知新聞」、「都新聞」のように康に同情的な書き方をした新聞、懸賞金をかけられていた康は米国でも清國政府から同様の手段をとられるのではないかとの懸念を示した「讀賣新聞」、「毎日新聞」、また、「中央新聞」のように清国公使からの働きかけを伝えたもの、「東京日日新聞」のように4日にわたって康有爲批判の文章を掲載したものの等、各紙の論調は分かれた。

3月21日付「都新聞」の「康有爲英國に行んとす」は、「我政府は清國を援けて政治の改善を行はしむと揚言しながら清國の感情を害せんことを恐れ改革派の須袖康有爲の輩に同情を寄することすら爲し得ず」と述べ、3月22日付の「萬朝報」は「政府、康有爲を逐ふ」と題する記事で、「現内閣が清國政府を憚りて兎角康有爲等を邪魔物にし前内閣當時より與へ居たる手當を取上る等頗る冷遇を極めしより彼等は其後犬養等の保護にて辛く其口を糊し居ることを兼て聞く處なりしが政府は猶ほ懽たらでや此程數千圓の旅費を與へ是非其外國に立退くべしとの内命を傳へしかば康は已むなく今明日中に横濱發米國に向ふこととなり大隈伯、犬養等の交友は昨夜康の爲に送別會を開きたり左れど康は一旦渡米の後直ちに歸來する積りの由」と伝えた。

3月23日付「報知新聞」は、「清朝革命の爲めに一身を挺して大いに畫策す

る所ありしも不幸にして其計破れ遂に亡命して我が邦に來たり竊かに時機の来るを待ちつつありたる支那近代の一志士康有爲はトウトウ山縣内閣に嫌忌せられて放逐せらるるの不運に遭ひ昨廿二日横濱發の日本郵船會社汽船和泉丸に搭じ一人の通辯を伴ひて渡歐の途に就きたりと云ふ因に曰く康有爲の滯歐豫定は半年位にして再び我が邦へ歸へる筈なるやに聞く」（「康有爲の發程」）と報じている。

3月25日付「毎日新聞」の「康有爲更に英國に赴かん」、同日付「讀賣新聞」の「康有爲の前途」はともに米國に移った後も清國政府に追われることになるのではないかと懸念を示している。「客歲康が亡命して本邦に來るや北京政府は賞を懸けて康が首を徴したる程にて康も來朝中は油斷なく警戒し居りたる由にて今回康か米國に去るも清廷は更に同様の手段を取るべしと憂ふるものあるが其れかあらぬか康は長く米國に留まらず直ちに英國に向ふ決心なりと云ふ」⁽⁶⁰⁾。

3月19日付「中央新聞」の「康有爲の渡英」は、康有爲を保護しないようにとの清國側からの働きかけについて伝えている。たとえば、康有爲の日本滞在中、清國駐日李盛鐸公使は大隈を訪ね、康有爲を保護しないよう求めたといったことである⁽⁶¹⁾。

3月23日付「東京日日新聞」は短い記事で康の離日を伝えた。「昨年北京政變に際し逃れて本邦に來たり居たる康有爲は昨日正午横濱出帆の和泉丸に搭じ米國に向け出發したりと云ふ」（「康有爲日本を去る」⁽⁶²⁾）。だが、離日の前後、3月18、19、23、24日の4日間、「反對派の康有爲評」と題して、計32項目にわたり康有爲を批判する文章を掲載した。1898年12月21日「上海在勤小田切總領事代理ヨリ都筑外務次官宛 湖廣總督張之洞ノ近狀竝ニ其政變ニ對スル意見報告ノ件」という文書が『日本外交文書』に収められている⁽⁶³⁾。この文書には「附屬書」が2点添えられているが、その内の「附屬書一」は、張之洞が梁鼎芬にまとめさせた康有爲批判の文書である（「總督ハ兩湖書院山長梁鼎芬ニ命シ總督カ各地ヨリ接到セシ電報及自己ノ見聞トラ纂集記述シテ一書ヲ（略）ヲ作り小官ニ交付シ且ツ本邦新聞紙ニ掲載セン事ヲ囑托セリ」⁽⁶⁴⁾）。「東京日日新聞」

が4回に分けて掲載したのはこの文書である。同紙は、「是は康有爲を嫌忌する一派の人の手に成るものなれば其評鷲の酷に過ぐるは言ふまでもなきことながら往々有爲を過信するものをして□（不明）程の彼を觀察せしむるの便りともならんを思ひ一字一句（括弧内の字句も亦然り）を改せずして此に載録することとはなしぬ」⁽⁶⁵⁾との説明を冒頭に付している。ここでいう「康有爲反対派」は、康有爲を改革急進派と位置づけ、張之洞を穩健改革派と位置づけていたことがわかる⁽⁶⁶⁾。

康有爲は離日後、カナダ、アメリカ、ヨーロッパ11ヶ国⁽⁶⁷⁾、インド、ペナン、シンガポールなどを巡り、1911年日本を再訪した⁽⁶⁸⁾。その後1913年、中国へ帰国、1927年、青島で亡くなった。

以上、新聞記事、外交文書・記録、回顧録、年表、研究書等をもとに資料の比較、対照を進めながら、康有爲の東京滞在の足跡を辿り、従来から筆者が疑問に感じていた点を含めて考えてみた。不十分な点は更に引き続き検討を続けて行くこととしたい。

注

(1) 王栻『維新運動』（上海人民出版社 1986年）313-314頁。

(2) 王栻前掲書326頁。

(3) 引用する新聞は次のとおり。

「毎日新聞」：「復刻版 横濱毎日新聞（原題 毎日新聞）」第103巻（明治31年9・10月）〈不二出版 1996年〉、第104巻（明治31年11・12月）〈不二出版 1997年〉、第105巻（明治32年1・2月）〈不二出版 1997年〉、第106巻（明治32年3・4月）〈不二出版 1997年〉

「東京朝日新聞」：「朝日新聞」〈復刻版〉明治編66（明治31年9月）、67（明治31年10月）、68（明治31年11月）69（明治31年12月）、70（明治32年1月）、71（明治32年2月）、72（明治32年3月）〈日本図書センター 1995年〉

「時事新報」〈早稲田大学現代政治経済研究所所蔵マイクロフィルム〉

「讀賣新聞」〈早稲田大学中央図書館所蔵CD-ROM〉

「東京日日新聞」〈早稲田大学現代政治経済研究所所蔵マイクロフィルム〉

「國民新聞」〈早稲田大学現代政治経済研究所所蔵マイクロフィルム〉

「都新聞」〈早稲田大学中央図書館所蔵マイクロフィルム〉
 「中央新聞」〈早稲田大学現代政治経済研究所所蔵マイクロフィルム〉
 「大阪毎日新聞」〈早稲田大学現代政治経済研究所所蔵マイクロフィルム〉
 「大阪朝日新聞」〈早稲田大学現代政治経済研究所所蔵マイクロフィルム〉
 「報知新聞」〈早稲田大学現代政治経済研究所所蔵マイクロフィルム〉
 「日本」〈早稲田大学現代政治経済研究所所蔵マイクロフィルム〉
 「中外商業新報」〈早稲田大学現代政治経済研究所所蔵マイクロフィルム〉
 「萬朝報」複製版24（明治31年8-10月）、25（明治31年11-明治32年1月）、26（明治32年2-4月）〈日本図書センター 1985年〉

新聞の選択に際しては、志村寿子「戊戌変法と日本一日清戦争後の新聞を中心として」、春原昭彦『日本新聞通史 紙面クロニクル』（現代ジャーナリズム出版会 1969年）の「明治大正主要新聞系統図」を参考にし、早稲田大学図書館施設で明治31年9月から明治32年3月までの資料が保存されているものを選んだ。文字表記、句読点の有無、用法は原文どおりである。(略)、(中略)、(後略)は引用者(=筆者)が加えた。原文のルビは略した。

- (4) 1898年9月25日付「時事新報」、「國民新聞」、「日本」、「萬朝報」、「東京日日新聞」、「都新聞」、「讀賣新聞」、「毎日新聞」、「中央新聞」については確認した。
- (5) 同上。
- (6) 「清國政變通報ノ件」、「西太后訓政ニ關スル上諭ノ件」『日本外交文書』第三十一卷第一冊(外務省編纂 昭和二十九年)659頁。画像資料: JACAR(アジア歴史資料センター) <http://www.jacar.go.jp/> Ref.C06091154000(第1、第2画像目) 明治31年公文備考 艦船2巻5(防衛省防衛研究所)。各紙で「確かなる筋より關知したる處に依れば」となっている部分は、「本使カ正確ナル筋ヨリ聞知シタル所ニ依レハ」となっている。
- (7) 1898年9月25日付「時事新報」。
- (8) 9月25日「東京朝日新聞」社説は次のように述べている。「専制政府の政變は大抵宮廷間の陰謀密計によりて行はれ、其の手段は十中七八まではクーデターなり。此の事情は維新前の我國に於て、江戸の幕府にても京都の朝廷にても既に幾度も實驗したり。中にも井伊掃部頭のクーデターの如きは、一網を以て天下の志士を打破して、或は獄門或は斬罪或は遠島或は追放に處斷したり。而してこのクーデターの性質は、改革反動のものに外ならず。此に於て乎、總て日本の改革論者は此の反動に對して更に大なる反動を起し、結局岩倉公を謀主として薩長二藩士が行ひたりし明治元年の京都の一大クーデターを以て總ての幾小クーデターを一掃し、爰に維新の政府を立つることを得たり。此等の舊事を追憶すれば、今回朝廷に於ける政變も其の梗概を推知するに難からざるなり(後略)」。

「(略)彼の西太后が既に垂簾して政を聽くに至りし以上は、李伯の復職も亦或は之れ無きを保せず、而して此くまで改革に熱心し玉ひし清帝の方針も爲に一頓挫せざることを得ず。然るといへども、總ての改革には必ず反動の起らざるは無し。而して其反動の大なるだけ、それだけ亦此の反動に對する大反動を起して、改革論者

- の氣燄も一層高きを加へ来るは、理勢の當に然るべきものたり。これを我國維新前の出來事に比較すれば、或は却て望を繋ぐ可きもの無きにもあらず」(「朝日新聞」〈復刻版〉明治編66〈明治31年9月〉日本図書センター 1995年発行)。
- (9) 9月25日付「東京朝日新聞」は、「時事新報」号外で報じられた康有爲が「皇帝弑逆の大罪嫌疑者」とされたことに疑問を呈し、「清國皇帝陛下が諸政を改革されん御計畫は多く康有爲の建策奏議を採用されしものにて康は皇帝陛下の寵遇を蒙り居りし者なり此の康有爲が皇帝弑逆の大罪を企つべきの道理なし」との判断を下している。同日の「東京日日新聞」も、「其皇帝弑逆の嫌疑の爲めといふに至ては當らず」と否定し、「毎日新聞」も同様に「因にいふ上海電報の或る處に達したる報に依れば皇帝崩御又は弑逆等の事を報ぜしも右は全く前文の如き政變より起りたる誤傳に過ぎずと知るべし」と述べている。
- (10) 上海領事代理BrenanがMacDonaldに宛てた手紙(1898年9月26日)には、「上海道台は同時に彼の秘書を私のもとに派遣して、光緒帝が崩御したと、それは康有爲が献上したある種の毒薬によって殺害されたものであることを通知した」とある(『中國近代史資料叢刊 第八種：戊戌變法』Ⅲ〈中國史學會 主編 神州國光社 1953年〉534頁)。Brenan, Byronについては王杖前掲書371頁注①参照。
- (11) 「大阪朝日新聞」では「欽政殿」。
- (12) 1898年9月25日付「東京朝日新聞」。
- (13) 国家清史編纂委員会等が2008年11月2日「光緒帝死因研究報告会」を開いた(杜承駿「光緒皇帝死因查明」中国社会科学院近代史研究所<http://jds.cass.cn/Article/20081102141156.asp>による)。
- (14) 王杖前掲書371頁。
- (15) 『康南海自編年譜』(韓國鈞等撰 廣文書局) 68頁。
- (16) 前掲『戊戌變法』524、534-535頁。原田正己『康有爲の思想運動と民衆』(刀水書房 1983年)は169-170頁で康有爲の国外脱出へのRev.Timothy Richardの尽力について記述している。
- (17) 「9月24日早朝、Blandは吳淞口沖数マイルの海上で「重慶」号を停止させ、道台から送られていた写真をもとに康を探し当てた。康有爲はそこで道台(引用者補：からBrenanに宛てた)手紙を見せられるまで、自分の危険な境遇をまったく知らなかった。数分後、康は艇に移り、吳淞口沖の英国船会社のバララットに乗船した。(中略)バララット号Field船長は完璧な警備態勢をとり、康の船室入口前に武装警察を配置し日夜警備に当たさせた」(前掲『戊戌變法』534-535頁)。Bland, John Otway Percyについては王杖前掲書371頁注②参照。
- (18) 「康有爲到着ノ件」『日本外交文書』第三十一卷第一冊664頁。
- (19) 湯志鈞『戊戌變法史(修訂本)』(上海社会科学院出版社 2003年)565-576頁で光緒帝の「密諭」について分析している。
- (20) 平凡社東洋文庫(宮崎龍介 衛藤藩吉 校注 昭和四十二年)では122-131頁、岩波文庫(島田虔次 近藤秀樹 校注 1993年)では194-207頁。
- (21) 「時事新報」10月26日付の記事(「(略)豫て外務省より差向けありたる外務書記生高橋橘太郎氏は一行を導き(後略)」)、「報知新聞」10月26日の記事(「豫て外務省より

差向けられたる書記生高橋氏と共に上陸し（後略）」に関連して、「時事新報」は、「前號の紙上に高橋橋太郎氏外務省よりの出迎員として神戸に赴きたるが如く記したれども同氏はかつて重慶領事館の書記生たりし事あるのみにて目下外務省に何等の關係なく其康有爲を迎えたるは単に一私人の資格に止まると云へば正誤旁々記し置く」（「時事新報」10月27日）との訂正を出し、「報知新聞」は10月27日の記事では「元外務書記生」としている。この時には外務省と直接関係がない一私人であることを強調しており、微妙な問題に配慮していたことがわかる。外務省記録〈JACAR（アジア歴史資料センター）<http://www.jacar.go.jp/> Ref.B03050092200（第4画像目）、各国内政関係雑纂／支那ノ部／光緒二十四年政変、光緒帝及西太后ノ崩御、袁世凱ノ免官 第三卷（1.6.1）（外務省外交史料館）〉では「外務省出張員二伴ハレ」となっているだけで、ここには名前は書かれていない。この外務省記録については、田村紀雄・陳立新「梁啓超の日本亡命後の「受け皿」」（『東京経済大学 人文自然科学論集』第118号 2004年）25頁注9参照。

なお、高橋橋太郎は後に在芝罘領事館領事事務代理、福州駐在領事〈JACAR：A04010087300（第一～第七画像）、公文雑纂・明治三十八年・第十二卷（国立公文書館）〉、漢口領事などをつとめた。

- (22) 「申報 影印本」1898年9月-12月（上海書店影印 1985年）。
- (23) 「旅館三橋」（『三十三年の夢』平凡社東洋文庫版134頁、岩波文庫版212頁）。
- (24) 宮崎滔天の常宿の1つだった（注23、『東亜時論』第壹號3頁参照）。
- (25) 木堂先生傳記刊行會、昭和十四年發行、東洋經濟新報社。
- (26) 『續對支回顧録・下卷』〈東亜同文會 昭和十六年 復刻版1973年〉672-673頁。
- (27) 『大隈侯八十五年史（全4巻）第二巻』〈大隈侯八十五年史編纂會 大正十五年發行〉310-311頁。
- (28) 志村寿子「戊戌変法と日本一日清戦争後の新聞を中心として」（『東京都立大学 法学会誌』第6巻 第2号 1966年）280（104）-282（106）頁参照。
- (29) 1898年10月15日付「時事新報」
- (30) 志村前掲論文280（104）頁参照。
- (31) 1898年10月16日付「國民新聞」。
- (32) 1898年10月25日付「東京朝日新聞」。
- (33) 「大隈伯の演説」『東邦協會會報』第52號（明治31年11月20日）。
- (34) 『東邦協會會報』第52號23頁。
- (35) 同上文献24頁。
- (36) 同上。
- (37) 『東邦協會會報』第52號28頁。
- (38) 『近衛霞山公』（近衛霞山會 編集兼發行者 大正十三年）142頁。「いま当時における康梁派の政治動静を日本側との関連においてさぐるならば、まず「近衛霞山公」所収の「康有爲対話録」と「梁啓超対話録」、「対支回顧録」（下巻）「宗方小太郎」所収の「日記」がある」（永井算巳「清末における在日康梁派の政治動静－康有爲、梁啓超の日本亡命とその後の動静－」『中国近代政治史論叢』〈汲古書院、昭和五十八年〉5頁）との指摘をふまえる。

- (39) [復刻原本 = 海舟全集第十巻]『亡友帖・清譚と逸話』(昭和十年 復刻本昭和四十三年) 405頁。
- (40) 侯爵大隈家蔵版、昭和十年發行。
- (41) 永井前掲書 4頁、丁文江・趙豊田 編 島田虔次 編訳『梁啓超年譜長編第一巻 1873-1899』(岩波書店 2004年) 410頁、注 (275) 参照。
- (42) 『對支回顧録・下巻』 648頁。
- (43) 同上。
- (44) 『明夷閣詩集』〈沈雲龍主編 近代中國史料叢刊續編第四輯『康南海先生詩集』所収) 1頁。
- (45) 「列傳 宗方小太郎」(『對支回顧録・下巻』381頁)。永井前掲書 5頁の指摘をふまえる。
- (46) それは横浜から上京した梁啓超が康有爲を訪ねて面談したという記録に見られる(「清國亡命者梁啓超本日横濱ヨリ上京牛込區市谷加賀町壱丁目三番地康有爲ヲ訪ヒ面談シ夫ヨリ全區早稲田鶴巻町四十番地ニ到リ當分全地ニ滞在ノ見込ナリ」〈JACAR B03050063900 (第35画像目) 各国内政関係雑纂／支那ノ部／革命党関係 (亡命者ヲ含ム) 第一巻 (1.6.1) (外務省史料館)〉)。この資料で、鶴巻町四十番地に住むことになったのが康ではなく梁であったことは、秘甲第八五六號の「同人 (引用者注：梁啓超のこと) は當分牛込區早稲田鶴巻町四十番地ニ滞在スル由」〈JACAR B03050063900 (第36画像目) との記述 (明治31年12月22日付) から確認できる。なお、当時の「早稲田鶴巻町四十番地」は、現在の番地とは異なっている。早稲田通りから行く場合、この通りの一本北側の道に面する宗清寺の東の道を北に向って斜めに進み、今の早稲田通りにぶつかる手前の西側である。鶴巻町四十番地の家は、孫文も一時住んでいた家である (東洋文庫『三十三年の夢』243-244頁の注18)。なお、所有者の高橋琢也は元農商務省山林局長。明治三十年、農商務大臣大隈重信に宛てた書翰が資料として残っている (早稲田大学中央図書館所蔵)。『犬養木堂傳・中巻』に、平山周の談として、「(引用者補：孫文の) 家を探がした。ちょうど早稲田鶴巻町に高橋琢也君の家がある、高橋君は山林局長をして居つたのを、松隈内閣で罷めさせられたので、自分の住まつて居つた家を貸家にして、自分は後ろの方に引込んだ譯だ、その家が空いてゐる。七百坪位の大きな屋敷だ」(721頁) とある。
- 高橋琢也宅を含む外交記録に言及している文献として丁文江・趙豊田 編 島田虔次 編訳前掲年譜410頁、注 (274)、田村・陳前掲論文13頁、25頁注 7、8、26頁注12参照。
- (47) JACAR B03050063900 (第39画像目) この文書によれば康、梁はこのときから宿泊地を一時期合併することとなった。丁文江・趙豊田 編 島田虔次 編訳『梁啓超年譜長編第一巻 1873-1899』(岩波書店 2004年) 410頁、注 (274)、田村・陳前掲論文18頁、29頁注51参照でこの住所に言及している。
- (48) 「康氏は (中略) しばらくして牛込區早稲田四十二番地の明夷閣に寓居を得た」(原田前掲書165頁)。
- (49) 『康南海 (有爲) 先生年譜續編』〈康文佩編 文海出版社) 1頁。
- (50) 原田正己前掲書165-166頁はこの部分に言及している。
- (51) 「早稲田四十二番」は「早稲田町四十二番地」なのか、「早稲田南町四十二番地」な

のか、それともそれら以外の場所だったのかという問題である。「戊戌政変に破れた康有為は日本に亡命して、牛込早稲田町の大隈邸の近くに仮寓し、明夷閣と名づけた」(原田前掲書102頁)との記述は住所として「早稲田町」を考えているようである。一方、田村・陳前掲論文の19頁には村山吉廣『漢学者はいかに生きたか—近代日本と漢学—』(大修館書店 1999年)から「康有為は早稲田南町に居を構えることになり、その居に『易経』のなかから字を選んで「明夷閣」と名付けた」(村山同書139頁)という部分が引用されている。村山同書では場所に関してそれ以上詳しい資料は示されていないが、「早稲田町四十二番地」という番地が外交記録に残されていないことから、「南町」と記されている外交記録(明治31年1月7日 甲秘第一號)と結びつけるほうが合理的な解釈といえるのかもしれない。よく似た住所であり、番地が同じ四十二であるため、混乱が生じるのである。しかも、当時の状況を示す複数の地図で確認すると、この2つの番地は、道を挟んで、ともに存在していたのである。「早稲田町四十二番地」だとすれば、当時と比べて道幅は広がっているが、現在の夏目坂下交差点から早稲田通りを東に向ってまもない地点である(道路の北側)。『東京郵便局 明治四十年東京市十五區番地界入地圖』(人文社編集部編集 昭和六十一年八月一日発行)所収「番地入東京市牛込區全圖」によると、「早稲田町四十二番地」は1～3の区画に分かれ、この番地の一角に龍善寺が記載されている。また、『五千分之一江戸・東京市街地図集成—1657(明暦3)年～1895(明治28)年—』(地図資料編纂会編集 柏書房 1988年11月25日)「明治28年 高田馬場 早稲田」の地図でも早稲田町四十二番地を確認できる。「早稲田南町四十二番地」だとすれば、今の早稲田通りの南側にある正法寺の前で早稲田通りから分かれている道に入ってまもない場所だったことになる。

(52) JACAR B03050064000 (第9画像目)。

(53) 『日本外交文書』第三十一卷第一冊724頁。

(54) 1899年1月2日「時事新報」の次の記事は清国が康有為を捕らえようとした新たな理由に触れている。「清國政府が西太后の内旨を受け駐日清國公使に康有為捕獲の密命を傳へたる由は曩に我北京特派員の報せし所にして之が原因につきては多分康が西太后を非難したる檄文を發したること後の忌諱に触れたるに依るならんと記し置きしが今上海新聞の傳ふる所に拠れば康が外國公使に書を与へて清國の内政に干渉せんことを薦めたること西太后の聞知する所となり此に至りたるものなりと云へり(後略)」。

(55) 1898年12月18日付「大阪毎日新聞」。

(56) 1898年12月18日付「大阪毎日新聞」。

(57) 1899年2月14日付「時事新報」。

(58) 第一書房、昭和十年。

(59) 稲田正次前掲論文241-242頁、永井算巳前掲書5-10頁等。

(60) 1899年3月25日付「毎日新聞」。

(61) 「(略) 李盛鐸公使の如きは幾回となく大隈伯を訪ひ彼我好誼上康の保護は頗る迷惑の至りなりとて康をして退去せしむるの方法を謀りたるが(中略) 伯は(中略) 清國と雖ども此の如き細事に彼是心配するの無用なりと放言して依然今日に推し移り

たるが清國問題に關し種々の事情生起するに従ひ我外務當局者も打ち捨て置く能はざるを以て其間に周旋する所ありしかば大隈伯も遂に我を折りて康を退去せしむること、し此比漸く七千圓程の旅費調達なりしを以て康を英國に送ることに決定し康は近日の内出發すべしと云」（1899年3月19日付「中央新聞」）。光緒二十五年二月廿一日（西曆1899年4月1日）付「申報」はこのことに関して、「日本訪事友人云中國逆犯康有爲亡命於日本近因李星使向日廷辯論再三謂照萬國公法他國漏網之犯無容留之例況中朝現與日本已敦睦誼若貴國庇護我國罪人不免爲列國所譏刻經大隈伯周旋其事由外務局給以盤纏七千元已於二十三號在橫濱乘某商輪船赴美國轉往英國未知此後余生尚能保其無事否」（「申報 影印本」1899年1月-4月、上海書店影印 1985年）と報じている。政變の中で改革派との関係を理由に捕縛されたとの説が出回ることとなった黄遵憲に替わって駐日公使に任ぜられたのが李盛鐸だった。9月27日「毎日新聞」は「清國代理公使來着」を伝えた。また、10月4日付「東京朝日新聞」掲載の「清國代理公使談話」は、「予は北京大學設置に關し其規則科程等を貴國の文部省東京大學等に就き取調ぶる爲め去月中派遣を命ぜられ來朝の途次上海に在りしに突然電報を以て東京駐劄代理公使たるべき旨の任命を受け直ちに赴任したる次第にて北京は1ヶ月以前に出發せしなり」と述べており、突然の人事だったことを物語っている。宗方小太郎日記11月2日には、「清國公使館に至り李盛鐸を見る。恰も予の當時付度する所の如し。李曰く、此次の政變を觀測するの要点は、太后が皇帝を廢するの宿望を以て、觀察の根幹となせば枝葉自ら分明ならん。（中略）且太后の人を用ふる、朝に信じて夕に之を疎んず」（『對支回顧録・下卷』382頁）などと記されている。11月11日付「時事新報」北京特報（十月廿三日）特派員、西郡宗三郎による「李盛鐸氏と黃遵憲氏」でも同様に、「李盛鐸氏が教育視察の任務を帯びて我國に渡航せんとし已に清國を發して我國に着せんとするに當り此回之事變起りしものなれば同氏の此事變を知らざりしは素より云ふまでもなく突然駐日公使に任命されたる理由も之を知るに苦しみしならんが是れ全く曩に駐日公使を命ぜられし黃遵憲氏が赴任に先ち謁見の爲め上京を命ぜられたる其途中上海に於て捕縛せられしより斯くも突然と任命せらるるに至りたるに過ぎず（後略）」と記している。

(62) 1899年3月23日付「東京日日新聞」。

(63) 『日本外交文書』第三十一卷第一冊725-742頁。JACAR B03050090900（第1～9画像目）。小田切総領事は都筑次官に対して、政変後の張之洞の地位について「總督ノ地位極メテ安全ナルハ此ニ至ツテ明白トナレリ」（同725頁）と判断し、戊戌変法に対する張之洞の評価として「皇帝ノ新政ヲ施行スルニ際シ康有爲等ヲ採用セシヤ一大失策ナリト謂フベシ」（同726頁）と記している。また、清国政府内部において康有爲等に対する対応で対立があり、総督は国外退去を求めただけだが、政府内部には引渡しを請求しもしくは殺害しようとするものがあると伝えている（「蓋シ總督ノ康黨ニ對スル意見ハ政府内部ノ意見ト大ニ同シカラス即チ總督ニ於テハ單ニ彼等ヲ國外出送セン事ヲ希望シ政府内部ハ彼等ノ引渡ヲ請求シ若クハ彼等ヲ殺害セントスル希望ヲ有セリ」（同728頁）。「附屬書一」は、JACAR B03050091000（第1～14画像目）。

(64) 同上書729頁。

(65) 1899年3月18日付「東京日日新聞」。

- ⁽⁶⁶⁾ 1898年10月25日付「東京朝日新聞」参照。
- ⁽⁶⁷⁾ ヨーロッパでの見聞は『歐洲十一國游記』にまとめられている。光緒31年-33年、廣智書局より初版出版〈『歐洲十一國游記』(社会科学文獻出版社 2007年)による〉。なお、康有爲は1899年9月(旧暦)、カナダから香港へ向かう途中、短期間日本に帰港している(『康南海(有爲)先生年譜續編』2-3頁)。
- ⁽⁶⁸⁾ 『康南海(有爲)先生年譜續編』1-90頁。明治44年(1911年)再び日本を訪れた康有爲は9月19日、早稲田大学で講演を行った(鳥善高「早稲田を訪れた偉人たち」の一節「変法自強の主唱者、康有爲」〈『早稲田学報』2007.8 13-15頁)参照)。この講演の題名は「歐米漫遊談」(『早稲田大学百年史』第二卷〈早稲田大学大学史編集所 昭和56年〉475頁)として記録されているが、明治44年11月発行の「早稲田講演」第壹年拾壹月號第七號には「余の觀察せる列國政治發達の原因」との題名で、通訳に当たった青柳篤恒政治経済学部教授の訳文が掲載されている。康有爲は「自分は歐米に漫遊すること前後三回、十三年の年月を経て、今回再び貴國日本に渡來致したのであります。其間加奈太、米國、英國に一年居つて、一と先ず香港に歸り、南洋、安南、暹羅、緬甸、印度、瓜哇を遍歴して、再び歐羅巴大陸に渡りました。獨逸に11回英國に八回、佛蘭西に七回、匈牙利に二回、其他西班牙、葡萄牙、土耳其、ルーマニア、セルビア、ブルガリア、希臘等には孰れも一回、歐羅巴各國は殆んど歩き盡し、北は諾威、氷海、太陽の光を見ることも出来ない所に数年間も居りました。米國は南米だけはまだ行つて見ませんが、北米、中米は既に遊んだことがあります」(青柳篤恒訳「早稲田講演」第壹年拾壹月號第七號58頁)と述べている。青柳篤恒については安藤彦太郎『未来にかけける橋—早稲田大学と中国—』(成文堂 2002年)81-82頁、246-249頁等。